

業務の運営に関する規程

第1 求 人

- 1 株式会社ヒューマンサービス・本社（以下「本所」という）は、（取扱職種の範囲等に関する限り、）いかなる求人の申込みについてもこれを受理する。
但し、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適當である場合には受理しない。
- 2 求人の申込みは、求人者又はその代理人が、所定の求人票により申込む。来所出来ない場合は、郵便、電話、ファックス又は電子メールにて申込む。
- 3 求人申込みには、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示する。
但し、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示する。

第2 求 職

- 1 本所は、（取扱職種の範囲等に関する限り、）いかなる求職の申込みについてもこれを受理する。
但し、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しない。
- 2 求職申込みは、本人が直接来所し、所定の求職票により申込む。来所出来ない場合は、郵便、電話、ファックス又は電子メールにて申込む。
- 3 常に日雇的または臨時的な労働を希望する求職者は、本所に事前に登録をしておき、別に定める方法により求職申込みを省略する。

第3 紹 介

- 1 本所は、求職者対して、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう努める。
- 2 本所は、求人者対して、その希望に適合する求職者を速やかに紹介するよう努める。
- 3 紹介に際しては、求職者に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件を、あらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メールの使用により明示する。
但し、紹介の実施について緊急の必要があるため、あらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示が出来ない場合は、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示する。
- 4 求職者を求人者に紹介する場合、本所から求職者に紹介状を発行し、求職者は当該紹介状を持参のうえ求人者を訪問する。
- 5 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に、紹介をしない。
- 6 就職が決定した場合、求人者から別表の手数料表に基づき紹介手数料を申し受ける。

第4 その他

- 1 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図り、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応する。
- 2 本所は、求職者・求人者から知り得た情報は個人情報管理規程に沿って、厳正に取り扱う。
- 4 本所は、求職者・求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いをしない。
- 5 紹介の結果については、求職者・求人者双方から、本所へ報告する。
- 6 本所の取扱職種の範囲等は、以下のとおりとする。

取扱職種の範囲等

・職 種：	港湾運送業務・建設業務を除く全職種
・地 域：	国内

2018年10月1日

株式会社ヒューマンサービス・本社

代表取締役 柳瀬 聡